

【特例措置 2020年4月～】ベビーシッター派遣事業割引券ご利用案内

認定NPO法人フローレンスは、2020年度実施事業者である「公益社団法人全国保育サービス協会」のベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として認定を受ける見込みです。

新型コロナウイルス感染症によって、臨時休園・休校等になり、ベビーシッターを利用した場合の利用料金を補助する特例措置の継続が政府より発表されました。

特例措置の内容やご利用手順などは以下のとおりです。

▼公益社団法人全国保育サービス協会HPより

<企業に勤めている方向け>

http://www.acsa.jp/images/babysitter/2020/special_measures_company.pdf

<個人で就業されている方向け>

http://www.acsa.jp/images/babysitter/2020/special_measures_parsonal.pdf

▼特例措置の内容

従来	1日あたり、お子さん1人つき1枚まで 月最大24枚・5万2,800円までの利用上限有り
特例措置 (2020年4月～終了日未定)	1日あたり、お子さん1人つき5枚まで 月最大120枚・26万4,000円まで利用可能

▼特例措置の対象者

以下の①～③に当てはまる方が特例措置の対象になります。

- ①民間企業等に勤めている または 個人で仕事をしている（自営業、フリーランスなど）
- ②配偶者が仕事をしていたり、ひとり親であったりして、ベビーシッターを利用しないと働き続けられない
- ③新型コロナウイルス感染症の影響で子どもの通う小学校や保育所等が休校・休園等になっている

▼特例措置の利用内容の留意点

- ①「ベビーシッター派遣事業割引券」の裏面にある「事由欄」に利用した理由を本券・半券ともに必ずご記載ください。（記載例：○月○日○ ○小学校休校のため など）

※理由を記載していないものは特例措置分としての使用はできません。使用限度は1日1枚までとなります。

- ②特例措置として利用した「ベビーシッター派遣事業割引券」の場合は、非課税所得になります。

※特例措置の趣旨に沿わない「ベビーシッター派遣事業割引券」の利用の場合は、給与所得外の「雑所得」として確定申告の対象となりますのでご注意ください。

■ ご利用内容

●月 1 回目の保育にもご利用いただけます。

(前月お支払いの月会費から、割引額を返金いたします。返金方法は以下参照。)

ただし、ひとり親支援プランの方は月会費が 2,200 円未満のため、月 1 回目の保育利用時に利用料が 2,200 円以上にならないとご利用いただけません。

●月 2 回目以降の保育利用時の保育料が 2,200 円未満の場合、および交通費は対象外です。

●入会金・更新料・病児保育をご利用しない月の月会費・オプション料・キャンセル料にはご利用いただけません。

●必要事項の記載、事業所印がない場合はお預かりできません。

●有効期限が切れている場合はご利用いただけません。

●月会費のないプランの方は、1 日の保育料が 2,200 円以上の場合にご利用いただけません。

※特例措置終了後のベビーシッター派遣事業割引券のご利用にあたりご留意事項
割引券を利用した場合、その割引料は給与所得外の「雑所得」として確定申告の対象となります。

■ ご利用の手順

① ご利用いただく割引券は、交付時企業記入欄（事業主名や押印）に記載漏れがないことをご確認の上、「♥利用時利用者記入欄」は会員さんご自身でご記入ください。

特例措置期間の利用の場合は、「ベビーシッター派遣事業割引券」の裏面にある「事由欄」に利用した理由を必ず記載ください。（記載例：○月○日○ ○小学校休校のため など）

② 特例措置期間終了後、割引券はお子さん一人につき 1 日 1 枚ご利用いただけます。

③ 割引券のご利用は、保育利用日が有効期間内であることを確認してください。

④ 割引券は、保育当日に保育者にお渡しください。（できるだけ朝の引き継ぎ時にご用意ください）

⑤ 保育者は保育終了時に割引券使用報告用半券（左側半券）と、割引券本券（右側本券）の『♣利用時ベビーシッター記入欄』に記入します。

⑥ 利用者は、『♥利用時労働者（利用者）欄』に記入をおこなってください。

⑦ 割引券を切り離して、割引券本券（右側の大きい券）を保育者にお渡しください。保育者が持ち帰ります。

■ 割引金額の返金方法について

割引金額は、保育利用月の翌月のご請求時にクーポン利用料として反映（控除）いたします。

返金額がご請求額を上回る場合は、差額を登録口座へ返金（振込）いたします。

■令和二年度「ベビーシッター派遣事業割引券」の取扱いについて

「ベビーシッター派遣事業割引券」が利用会員さんのお手元に届くまでの間に弊社保育サービスを利用された場合は、割引券が届いた後にフローレンスに提出いただくことで、保育ご利用日に割引券の提出があったものとみなし、後日割引額の返還を受けることができます。適用可能な期間は、2020年4月1日から当分の間（期日未定：後日内閣府より指定があります）です。

※期間外のものは、お受けできません。

以上